平成２８年（フ）第６６８号
大阪府藤井寺市林２丁目２番51号
破産者　小谷　里子
1　決定年月日　平成28年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第７１５号
兵庫県三田市あかしあ台３丁目28番地　６棟304号、従前の住所兵庫県三田市あかしあ台１丁目33番地10
破産者　藤井　文男
1　決定年月日　平成28年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７１８号
神戸市東灘区田中町２丁目９番22号　ｉｏ本山202号
破産者　四元　亮平
1　決定年月日　平成28年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７３９号
神戸市長田区雲雀ケ丘３丁目８番23号　サルビア倶楽部雲雀ケ丘222号、従前の住所兵庫県芦屋市朝日ケ丘町６番６―306号
破産者　前田　和子
1　決定年月日　平成28年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２４５号
京都市伏見区桃山町丹後13番地３　陵南ハイツ108、開始決定時の住所京都市伏見区桃山町丹後５番地　ハイツスギサ２番館　303
破産者　絆こと森永ゆう子こと　川畑　英代（旧姓森永）
1　決定年月日　平成28年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第１７７号
兵庫県宝塚市寿町７番26号　202、前住所石川県金沢市大野町４丁目チ228番地１　（ソールオリエンスＶ・201号）
破産者　福島　克浩
1　決定年月日　平成28年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第１７８号
兵庫県伊丹市春日丘３丁目45番地１　パークヒルズ春日丘101号
破産者　竹田音楽教室こと　竹田　昌也
1　決定年月日　平成28年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第１０６号
山口県下関市稗田中町10番18号
破産者　音村　　進
1　決定年月日　平成28年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２７年（フ）第２０２号
徳島県徳島市名東町２丁目591番地の１　ハイツサンシャイン102号、旧住所徳島県徳島市国府町芝原字神楽免108番地の２
破産者　片岡　伸博
1　決定年月日　平成28年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１２９号
福岡県久留米市大石町353番地１　出島団地３棟101号、前住所福岡県久留米市高良内町4232番地20
破産者　カラオケ喫茶翼こと　櫻井　祐嗣
1　決定年月日　平成28年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第１３０号
福岡県久留米市大石町353番地１　出島団地３棟101号、前住所福岡県久留米市高良内町4232番地20
破産者　櫻井　　忍
1　決定年月日　平成28年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第４６７号
北九州市小倉北区三郎丸１丁目５番１―702号
破産者　原　　良啓
1　決定年月日　平成28年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第５３６号
北九州市八幡東区枝光４丁目９番２―106号
破産者　松田商店こと　松田富士昭
1　決定年月日　平成28年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第４１号
青森県五所川原市字一ツ谷544番地18　エテルノ203
破産者　奥谷　美雪
1　決定年月日　平成28年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２８年（フ）第２２１号
盛岡市好摩字夏間木127番地、旧住所盛岡市玉山区渋民字泉田229番地
破産者　大石真知子（旧姓中山）
1　決定年月日　平成28年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第７６号
岩手県北上市本通り２丁目４番15号　ラポール本通り３―204号、旧住所岩手県北上市大堤南１丁目１番８号
破産者　太田　寿彦
1　決定年月日　平成28年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２８年（フ）第７１号
岩手県花巻市下似内第17地割107番地２　坂本住宅Ｅ棟
破産者　菊池　浩克
1　決定年月日　平成28年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２８年（フ）第２６１号
宮城県大崎市古川福浦１丁目23番18号　佐藤住宅Ａ棟、破産手続開始決定時の住所仙台市太白区秋保町馬場字野尻町北３
破産者　伊藤　政男
1　決定年月日　平成28年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係